

表① 尾鷲税務署による事前・無料申告相談日程表

月/日	会場	相談時間	対象
2月4日(火)	役場2階 大会議室 受付は午後2時まで	10:00～16:00	・公共事業により土地建物を譲渡された方 ・営業所得のある方、青色申告をされる方
2月5日(水)	役場2階 大会議室 受付は午後2時まで	10:00～16:00	・医療費控除や住宅借入金特別控除の適用を受ける方
3月3日(火)	役場2階 大会議室 受付は午後2時まで	9:30～16:00	・譲渡の申告をされる方 (土地、建物や株式など)
3月4日(水)	役場2階 大会議室 受付は午後2時まで	9:30～16:00	・相談内容の複雑な方 ・雑損控除等その他申告について相談のある方

※2月21日(金)、25日(火)には、御浜町役場3階くろしおホールでも尾鷲税務署による無料申告相談が行われますので、ご利用ください。

表② 確定申告、町県民税申告相談日程表

月/日	会場	受付時間	対象
2月17日(月)	阪松原生活改善センター	9:30～11:30	阪松原
	桐原生活改善センター	13:30～16:00	桐原上・桐原下
2月18日(火)	大里多目的集会施設	9:30～11:30	津本
		13:30～16:00	大里西・大里東
2月19日(水)	永田青年クラブ	9:30～11:30	永田・小畑
	平尾井高齢者生産活動センター	13:30～16:00	平尾井西・平尾井東・井内
2月20日(木) 21日(金)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鵜殿
		13:30～16:00	全地区
2月25日(火) 26日(水)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鵜殿
		13:30～16:00	全地区
2月27日(木)	上地多目的集会施設	9:30～11:30	上地
	中村多目的集会施設	13:30～16:00	中村
2月28日(金)	鮎田構造改善センター	9:30～11:30	鮎田
	高岡防災センター	13:30～16:00	高岡
3月2日(月)	北檜杖多目的集会施設	9:30～11:30	北檜杖・瀬原
	浅里生活改善センター	13:30～16:00	浅里
3月5日(木)	飯盛多目的集会施設	9:30～11:30	飯盛
	成川生活改善センター	13:30～16:00	下地
3月6日(金)	井田公民館	9:30～11:30	茶屋地
		13:30～16:00	馬場地・地下
3月9日(月)	紀宝町保健センター(神内)	9:30～11:30	神内
		13:30～16:00	
3月10日(火)	下り場集落センター	9:30～11:30	下り場
	上野農事集会所	13:30～16:00	上野
3月11日(水) 12日(木)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	
3月13日(金) 16日(月)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	

※近くの会場で受けられない方は、紀宝町役場で行う『全地区』の日にお越しください。

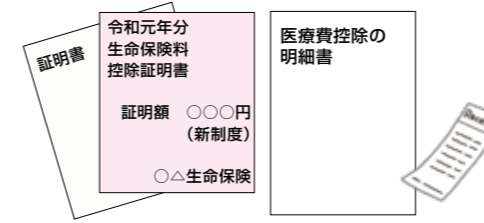
(紀宝町役場では、『全地区』の日程以外は申告相談はできません。)

※提出のみの方は、期間内に紀宝町役場税務住民課の窓口へお越しください。

申告の際に必要なもの

申告に必要な書類や印鑑を忘れずにお持ちください。書類が揃っていないと受付できないことがあります。

4 控除される額を証明するもの



◎国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料などの支払証明書  
※国民年金保険料は日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります

◎医療費控除の適用を受ける方は、医療費控除の明細書(明細書を作成していない場合は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの等)

※事前に医療機関ごとに領収書を集計しておいてください

※セルフメディケーション税制による控除の場合は、申告者自身の健康診断や予防接種などの取り組みを証明するものがが必要です

◎障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または65歳以上の方で障がい者に準ずるとする要介護認定を受けている方は役場福祉課発行の証明書

◎寄附金控除の適用を受ける方は、寄附をしたときの領収書・証明書

5 還付申告に必要なもの

ご本人名義の預金口座番号のわかるもの



1 印鑑 (認印でも可) 必須



2 本人確認のために必要な書類 必須

例1 または例2のとおり準備してください。被扶養者分については通知カードのみで結構です。

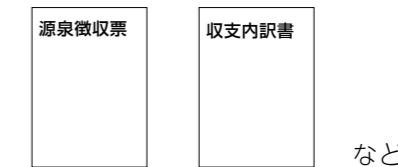
【例1】マイナンバーカード(個人番号カード)



【例2】通知カード+身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証など)



3 令和元年中の所得がわかるもの 必須



- ◎源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書
- ◎公的年金などの源泉徴収票
- ◎生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金の受取通知書、支払証明書など
- ◎シルバー人材センターでの収入がある方は配分金支払証明書
- ◎事業所得・不動産所得などに関しては収支内訳書など(事前に帳簿や領収書などの集計を行い、必ず収支内訳書を作成してお越しください)

◆配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正  
平成31年度(平成30年分)以降の配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いが変更されています。  
①配偶者控除の控除額が改正されたほか、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。  
②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下になりました。

◆ふるさと納税ワンストップ特別制度を利用の方へ  
確定申告が不要な方がふるさと納税を行った場合、確定申告をせずに、所得税のふるさと納税の寄附金控除を町県民税で受けられる制度があります。  
この制度は確定申告をしないことが条件となりますので、制度を利用した方が確定申告書を提出した場合、特別制度は受けられませんので、ご注意ください。